

川西市地域交流室さくら管理運営要綱

川西市所有の「地域交流室さくら」(以下、「交流室」という。)の管理運営について、次のとおり管理運営要綱を定める。

(目的)

第1条 この交流室は、川西市民が地域福祉の向上発展と相互の交流や親睦を図るため、使用することを目的とする。

(使用禁止)

第2条 交流室の使用目的が、次に掲げる事項の一に該当するときは、使用できない。

複合施設のため、その使用が保育園分園、病後児保育施設の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

特定の政治活動並びに宗教活動及び選挙活動を目的とするとき。

営利を目的とするとき。ただし、地域福祉活動に関連するバザー等は認めるものとする。

宿泊の用に供するとき。

その他、施設の設置目的に反するおそれのあるとき。

(交流室管理者)

第3条 交流室の管理は、第1条に掲げる目的を達成するため、地域福祉活動を基本に使用し、次に掲げる条件を備えた団体(以下、「管理団体」という。)に依頼できるものとする。その際には、管理団体代表者と公有財産貸付契約書を締結し、交流室の管理の内容を明記しておくこととする。

市内で活動する非営利の団体であること。

管理団体代表者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に掲げる指定暴力団またはその構成員でないこと。

2 交流室の使用申込に係る受付等の運営に関しては、管理団体代表者の担当とする。

(使用規約)

第4条 交流室の使用は団体登録を必要とし、使用できる曜日や時間、使用者が負担する費用、団体登録方法や使用者の義務などは、別に定める使用規約に基づくものとする。

(報告及び指示)

第5条 福祉部地域福祉課長は、必要があると思われるときは、当該管理団体に対して交流室の使用状況について報告を求め、または交流室の維持管理ならびに運営方法等について必要な指示をすることができることとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度、福祉部地域福祉課と管理団体との間で定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。